

マイナ保険証を使ってみましたか

既にご承知の通り、2024年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証の登録がお済の方は、医療機関等を受診される際には、「マイナ保険証」をぜひ利用してみてください。また、マイナ保険証の登録手続きがお済でない方は、早めに登録の手続きをお願いします。

■ マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となったりする等、メリットがあります。

※マイナンバーカードが健康保険証として利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局です。オンライン資格確認システムを利用できない医療機関等を利用する際は、健保から配付された「マイナンバー資格情報のお知らせ」と「マイナンバーカード」を提示していただきます。

1. マイナンバーカードで受診するメリット

✓ 安心・・・よりよい医療が受けられる

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

※本人が同意した場合のみ

✓ 便利・・・各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参の必要もなくなります。

✓ 医療費の節約

	初診	再診 (3か月に1回)	調剤
マイナンバーカード利用	10円	10円	10円
従来の保険証利用	30円	20円	30円

※患者負担は上記金額の2割（未就学児）または3割（小学生～69歳）。

◆マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカードとは？

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>（デジタル庁ホームページ）

◆マイナンバーカードの安全性

[持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性](#)（PDF）（デジタル庁、総務省作成チラシ）

◆マイナ保険証利用のメリット

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html（厚生労働省ホームページ）

2. マイナンバーカードで受診するための準備

✓ マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバーカードを取得

・申請方法

1. オンライン申請（スマートフォンまたはパソコン）
2. 証明写真機
3. 郵送（お住いの市区町村へ）

・受け取り

交付通知書（はがき）が届いたら、マイナンバーカードを受け取りに行く。

◆マイナンバーカードの申請手続き

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>（地方公共団体情報システム機構ホームページ）

✓ マイナンバーカードをお持ちの方は健康保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。※以下から選択

・医療機関で

- 医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます。

・スマートフォンから

- 下記3つを準備

1. マイナンバーカード
2. マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
3. アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1_「マイナポータル」を起動する。 <https://myna.go.jp/>

STEP2_「申し込む」をタップする。

STEP3_利用規約等に同意する。

STEP4_マイナンバーカードを読み取る。

・セブン銀行 ATM で

- 必要なものはマイナンバーカードのみ

〈ATM画面〉マイナンバーカードでの手続き → 健康保険証利用の申込み

3. マイナポータルでご自身の登録情報の確認をお願いします。

マイナンバーカードでの受診前には登録情報の確認をお願いします

マイナンバーカードで医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードの健康保険証利用のお申込みだけでなく、**オンライン資格確認等 システムにデータ登録** がされている必要があります。

※マイナポータル上で登録状況をご確認いただけます。

🔍 確認方法 (令和6年3月24日時点の表示画面です。表示画面は、変更される場合がございます。)



① マイナポータルにログインします。

② ログイン後、画面を下にスクロールし、「健康保険証」を押します。

③ 健康保険証のページが表示されます。「資格情報」から、登録されている健康保険証情報をご確認いただけます。

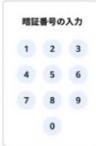
☑ 登録が完了しているかどうかわからない状態で受診する場合は、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。(2025年12月1日迄は現行の健康保険証を使用可能です)

4. 医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでの利用方法

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

- 読み取り**
マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください
※カードリーダーには複数の種類があります

- 本人確認**
顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください
顔認証の場合
画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。

暗証番号の場合
カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

- 同意取得**
医師・薬剤師に提供する情報を選んでください
①過去の診療/薬剤情報
過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。
 お薬情報に関する情報提供の同意について

②特定健診情報
メタボ健診(40~74歳)や高齢者健診(75歳以上)の結果を提供します。
 40歳以上対象 特定健診情報の提供について
- 受付完了**
受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください
高額療養費制度[※]をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。
 限度額情報を提供しますか

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

5. マイナ保険証をまだお持ちでない方も、資格確認書によりこれまでどおり医療を受けられます

現行の健康保険証は、2024年12月2日以降新たに発行されなくなります。

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するに当たっては、全ての方が安心して確実に保険診療を受けることができるよう、**最大1年間（2025年12月1日まで）**は、**現行の健康保険証を使用可能**とし、デジタルとアナログの併用期間を設けることとしています。

さらに、マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の有効期限内に**「資格確認書」**を申請によらず無償で交付することとしており、医療機関の窓口で**「資格確認書」**を提示することにより今までと変わらず保険診療を受けることができます。

「資格確認書」の交付日については、別途ご案内いたします。

※ ご不明点等がある場合や、確認の結果、誤った情報等があった場合には、**トプコン健康保険組合**にお問い合わせください。

お問い合わせはこちらから⇒ <https://topcon-kk.or.jp/kenpo/toiawase/>

以上